

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
字の区域の変更(九四四・市町村課)	1
生活保護法による医療機関の指定(九四五・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の変更(九四六・福祉政策課)	2
生活保護法による指定介護機関の廃止(九四七・福祉政策課)	2
生活保護法による指定介護機関の変更(九四八・福祉政策課)	3
生活保護法による指定介護機関の廃止(九五〇・福祉政策課)	4
生活保護法による指定介護機関の指定の辞退(九五二・本荘保健所)	5
自然環境保全地域の指定(九五二・自然保護課)	6
自然環境保全地域に関する保全計画の決定(九五三・自然保護課)	8
自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(九五四・自然保護課)	8
自然環境保全地域の特別地区内に野生動物植物保護地区を指定(九五五・自然保護課)	9
開発行為に関する工事の完了(九五六・鹿角地域振興局建設部)	10
開発行為に関する工事の完了(九五七・秋田地域振興局建設部)	10
道路区域の変更(九五八・九六〇・道路環境課)	10
道路区域の変更及び供用開始(九六一・道路環境課)	11
道路の供用開始(九六一・道路環境課)	12
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による特別被害地域の指定(流通経済課)	12
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)	12
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	13

県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)	13
県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局農林部)	13
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)六件	13
人事委員会規則	13
人事委員会規則一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	17
その他	17
平成十六年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者	18

## 告 示

### 秋田県告示第九百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、北秋田郡阿仁町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
北秋田郡阿仁町小様字小様九四の二	北秋田郡阿仁町小様字小様上三
北秋田郡阿仁町小様字塚ノ岱川向二二の七の地先にある水路である国有地の一部	北秋田郡阿仁町小様字塚ノ岱川向
北秋田郡阿仁町小様字小様上三三四三の九の一部	北秋田郡阿仁町小様字塚ノ岱川向

### 秋田県告示第九百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
ささき内科クリニック	医療法人智徳会理事長	南秋田郡五城目町字上町二百七十七番地百五十五	内科、小児科、心療内科	平成十六年十一月一日
有限会社さかえ薬局	有限会社さかえ薬局代表取締役	男鹿市船川港船川字栄町二十四番地	調剤薬局	平成十六年九月一日

秋田県告示第九百四十六号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

基づき、告示する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項	変 更 年 月 日
大曲訪問看護ステーション	医療法人明和会理事長	大曲市上栄町一番九号	変更前 大曲市栄町十三番六十三号	平成十六年十月二十二日
			変更後 大曲市上栄町一番九号	

秋田県告示第九百四十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
-----	-----------	-------	-----------

秋田県告示第九百四十八号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、  
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

ささき内科クリニック	佐々木 力 男	南秋田郡五城目町上町二百七十七 百五十五	平成十六年十月三十一日
さかえ薬局	秋 山 倫 子	男鹿市船川港船川字栄町二十四番地	平成十六年八月三十一日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
指定通所介護事業所デイサービスセンター・アットホームありうら	有限会社ファミリーケアサービス 取締役	大館市有浦二丁目二番十一号 成田ビル一階	通所介護	平成十六年十月一日
みなせ指定訪問介護事業所	社会福祉法人みなせ福祉会 理事長	雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地一	訪問介護	平成十六年十一月一日
みなせ居宅介護支援事業所	社会福祉法人みなせ福祉会 理事長	雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地一	居宅介護支援事業	平成十六年十一月一日
ケアセンターほほえみ	株式会社五十嵐企画 代表取締役	山本郡山本町森岳字木戸沢百十五番地十六	通所介護、居宅介護支援事業	平成十六年十月二十五日
アイリスケアセンター桂城	株式会社ニチイ学館 代表取締役	大館市字水門前七十五番地二 グリーンアイ長木川一階	訪問介護	平成十六年十一月一日
みなせ指定通所介護事業所	社会福祉法人みなせ福祉会 理事長	雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地一	通所介護	平成十六年十一月一日
特別養護老人ホームシャイアントピアみなせ短期入所生活介護事業所	社会福祉法人みなせ福祉会 理事長	雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地一	短期入所生活介護	平成十六年十一月一日

大曲訪問看護ステーション	名 称	開設者氏名又は名称		所在地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
		医療法人明和会 理事長		大曲市栄町十三番六十二号	変更前 大曲市栄町十三番六十二号	変更後 大曲市上栄町一番九号	訪問看護	平成十六年十月二十二日

秋田県告示第九百四十九号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

ケアビレッジ燦々デイサービスセンター	有限会社湖水園 代表取締役	能代市浅内字石丁家下九十一番地	通所介護	平成十六年十一月十五日
デイサービス角館さくらさくら	社会福祉法人県南ふくし会 理事長	仙北郡角館町岩瀬字中菅沢八十四番地	通所介護	平成十六年十月一日
株式会社横堀温泉紫雲閣 紫雲閣デイサービス倶楽部	株式会社横堀温泉紫雲閣 代表取締役	雄勝郡雄勝町横堀字小正寺十六番地一	通所介護	平成十六年十月十五日
社会福祉法人いなかわ福祉会指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人いなかわ福祉会 理事長	雄勝郡稲川町大館字上平城二番地六	居宅介護支援事業	平成十六年十月一日
社会福祉法人いなかわ福祉会指定訪問入浴介護事業所	社会福祉法人いなかわ福祉会 理事長	雄勝郡稲川町大館字上平城二番地六	訪問入浴介護	平成十六年十月一日
社会福祉法人いなかわ福祉会指定訪問介護事業所	社会福祉法人いなかわ福祉会 理事長	雄勝郡稲川町大館字上平城二番地六	訪問介護	平成十六年十月一日
社会福祉法人いなかわ福祉会デイサービスセンター	社会福祉法人いなかわ福祉会 理事長	雄勝郡稲川町八面字寺下谷地七十五番地六	通所介護	平成十六年十月一日

大曲訪問看護ステーション介護支援センター	医療法人明和会 理事長	大曲市栄町十三番六十三号	大曲市栄町十三番六十三号	大曲市上栄町一番九号	居宅介護支援事業	平成十六年十月二十二日
大曲ホームヘルパーステーション	医療法人明和会 理事長	大曲市栄町十三番六十三号	大曲市栄町十三番六十三号	大曲市上栄町一番九号	訪問介護	平成十六年十月二十二日
訪問看護ステーションおだて八子公	社団法人秋田県看護協会 会長	大館市字中城八番地の十六	大館市字中城八番地の十六	大館市字大町五十番地	訪問看護	平成十六年十月一日
居宅介護支援センターま	有限会社居宅介護支援センター まり 代表取締役	大館市泉町八番三十号	居宅介護支援センター まり 大館市泉町八番十三号	大館市豊町九番三十三号 秋田測機ビル二階	居宅介護支援事業	平成十五年八月一日

秋田県告示第九百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
中友商事株式会社	中友商事株式会社 代表取締役社長	能代市河戸川字下西山四十一番地	福祉用具貸与	平成十六年八月三十一日
皆瀬村居宅介護支援事業所	社会福祉法人皆瀬村社会福祉協議会 会長	雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地	居宅介護支援事業	平成十六年十月三十一日
皆瀬村指定訪問介護事業所	社会福祉法人皆瀬村社会福祉協議会 会長	雄勝郡皆瀬村川向字沢梨台五十一番地	訪問介護	平成十六年十月三十一日

皆瀬村短期入所生活介護事業所	皆瀬村長	雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地	短期入所生活介護	平成十六年十月三十一日
皆瀬村指定通所介護事業所	皆瀬村長	雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地	通所介護	平成十六年十月三十一日
社会福祉法人稲川町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人稲川町社会福祉協議会 会長	雄勝郡稲川町大館字上平城二番地六	訪問介護	平成十六年九月三十日
社会福祉法人稲川町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	社会福祉法人稲川町社会福祉協議会 会長	雄勝郡稲川町大館字上平城二番地六	訪問入浴介護	平成十六年九月三十日
稲川町デイサービスセンター	社会福祉法人稲川町社会福祉協議会 会長	雄勝郡稲川町八面字寺下谷地七十五番地六	通所介護	平成十六年九月三十日

秋田県告示第九百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
進藤内科医院	秋田県本荘市谷山小路十八	平成十六年十二月一日

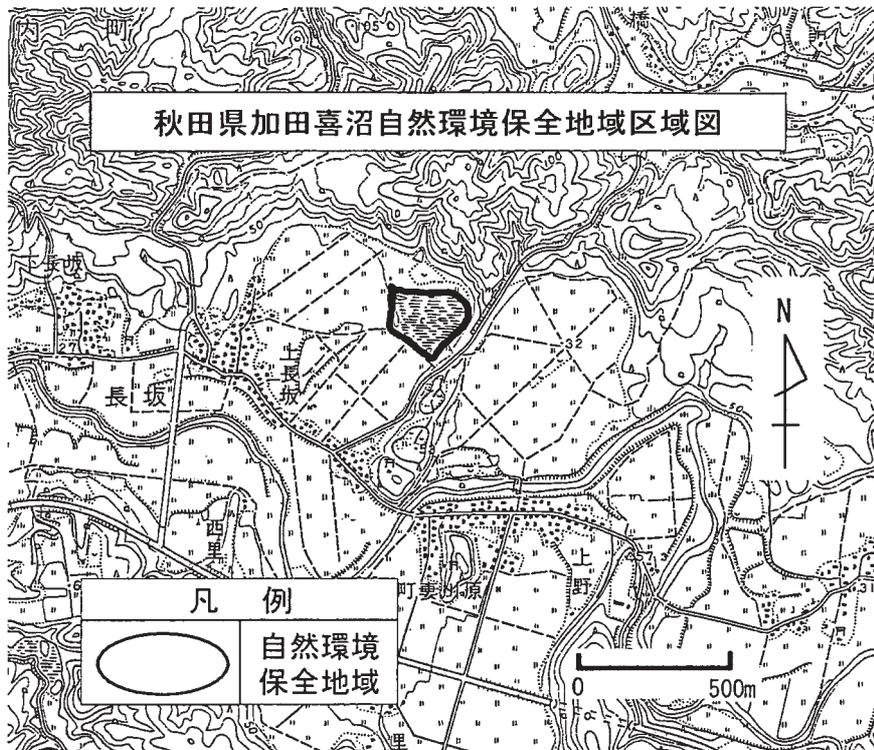
秋田県告示第九百五十二号

秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十二条第一項の規定により、自然環境保全地域を次のとおり指定し、平成十六年十二月三日から施行する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

自然環境保全地域の名称	自然環境保全地域に含まれる土地の区域及び面積
秋田県加田喜沼自然環境保全地域	由利郡大内町長坂字雷田中島百三十一番地四・〇八一ヘクタール



秋田県告示第九百五十三号

秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十三条第一項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県加田喜沼自然環境保全地域の保全計画の概要

一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

この地域は、低標高地であるにもかかわらず県内の高標高地に自生する種を混在する貴重な植物群落が存在し、希少な野生動物が生息している。この自然環境を維持するため、区域全体を特別地区及び野生動物保護地区に指定し、適正な保全を図る。

二 特別地区の指定に関する事項

この地域の湿原植生及び希少な野生の動植物の保護を図るため、区域全体を特別地区及び野生動物保護地区として保全するとともに、ホロムイソウ等の動植物を保護すべき野生動物植物とする。

三 保全のための施設に関する事項

自然環境保全地域内の自然環境を保全するため、次の施設を設置する。

標識

秋田県告示第九百五十四号

秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十五条第一項の規定により、自然環境保全地域の区域内に特別地区を次のとおり指定し、平成十六年十二月三日から施行する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

名称	自然環境保全地域特別地区の区域及び面積
加田喜沼特別地区	由利郡大内町長坂字雷田中島百三十一番地 四・〇八一ヘクタール



秋田県告示第九百五十五号  
 秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十六条第一項の  
 規定により、自然環境保全地域特別地区内に野生動植物保護地区を次のとおり指定し、  
 平成十六年十二月三日から施行する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

自然環境保全地域 野生動植物保護地 区の名称	加田喜沼野生動植 物保護地区
自然環境保全地域野生 動植物保護地区に含ま れる土地の区域及び面 積	由利郡大内町長坂字雷 田中島百三十一番地 四・〇八一―ヘクタ― ー
保護すべき野生動植物の種類	ヤブヤンマ、ハツチヨウトンボ、 サワラン、ホザキノミミカキゲ サ、ホロムイソウ、ムジナスゲ、 トキソウ、フサモ、ミミカキゲ サ、イヌタヌキモ、ムラサキミ ミカキグサ、アギナシ、カキツ バタ、ヒメミクリ



秋田県告示第九百五十六号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年六月三十日付け指令鹿建 六百二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十六年十二月三日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 鹿角市花輪字上花輪二百二十五番地  
 株式会社大和地所 代表取締役 関 善兵衛
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 鹿角市花輪字福士一番四、八番三、十番一、十七番一、十八番一

秋田県告示第九百五十七号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年八月十日付け指令秋建三 二十六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、

同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十六年十二月三日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 北秋田郡阿仁町銀山字下新町百二十七番地  
 宗教法人 長福院 代表役員 坂 本 秀 岳
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 南秋田郡天王町天王字北野三十一番八、三十一番九の内

秋田県告示第九百五十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別		路 線 名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
一般国道	新	旧	三百四十一号	仙北郡田沢湖町田沢字大深沢外四四国有林地内		一八・〇〇〇、九七・〇〇	〇・五四〇
				"		六・〇〇〇、九〇・〇〇	〇・五四〇

- 一 道路の種類
- 二 道路の区域
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第九百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別	路 線 名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
-------	-----	-------	---	---	-------------	------------

県道		新	旧
		琴丘上小阿仁線	琴丘上小阿仁線
			北秋田郡上小阿仁村大林字荒手沢国有林二二九林班と一小班からち 小班まで
		"	"
		一八・〇〇〇～二〇・〇〇〇	一七・五〇〇～二〇・五〇〇
			〇・一九二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年十二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第九百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

県道		新	旧
		比内森吉線	比内森吉線
			北秋田郡森吉町森吉字桐内沢国有林一〇二林班は小班からに小班 まで
		"	"
		二〇・〇〇〇～四〇・〇〇〇	一七・〇〇〇～三三・〇〇〇
			〇・〇四七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十六年十二月三日から同月十六日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百六十一号

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	新		春山田沢線			三・六〇〇～一三・六〇〇	〇・三九二
	旧		春山田沢線			三・六〇〇～一三・六〇〇	〇・三九二
							延長(キロメートル)
							〇・三九二

一 道路の区域及び供用開始の区間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

仙北郡田沢湖町田沢字見附田一六〇番一地先から八八番五地先まで  
 A 仙北郡田沢湖町田沢字見附田一六〇番一地先から八八番五地先まで

三・六〇〇～一三・六〇〇

〇・三九二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

新	春山田沢線	B	〃	一三・〇〇〇四九・〇〇〇	〇・四〇四
---	-------	---	---	--------------	-------

- 二 供用開始の期日 平成十六年十二月三日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
(二)(一) 期間 平成十六年十二月三日から同月十六日まで

秋田県告示第九百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十二月三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	揚の下岩脇線	北秋田郡鷹巣町七日市字上屋敷四三番地先内

- 二 供用開始の期日 平成十六年十二月三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
(二)(一) 期間 平成十六年十二月三日から同月十六日まで

公 告

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第三十六号）第二条第五項第一号の規定により、次の区域を平成十六年八月十七日から九月八日までの間の天災についての天災による特別被害地域として指定したので、公告する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺田典城

市町村名	特別被害地域として指定した旧市町村の区域
秋田市	秋田市 外旭川村 飯島村 下新城村 上新城村 豊岩村 仁井田村 四ツ小屋村 上北手村 下浜村 金足村
本荘市	松ヶ崎村
男鹿市	船川港町 脇本村 五里合村 船越町
天王町	天王町
若美町	潟西村 払戸村
大潟村	大潟村
仁賀保町	平沢町 小出村 院内村
金浦町	金浦町
象潟町	象潟町 上浜村 上郷村
岩城町	亀田町 道川村
西目町	西目村

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名  
秋田市上新城中字家ノ後二百十九番地

若 狭 清 美

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平鹿町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年十一月二十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十六年十一月二十五日県営土地改良事業（角間川地区第一工区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県営土地改良事業（大杉地区担い手育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成十五年十二月二十四日
- 二 県営土地改良事業（土淵地区担い手育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成十五年十二月九日
- 三 県営土地改良事業（東山本地区担い手育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成十六年三月二十四日
- 四 県営土地改良事業（大野地区土地改良総合整備事業）  
完了年月日 平成十五年九月十七日
- 五 県営土地改良事業（落合地区土地改良総合整備事業（緊急生産型））  
完了年月日 平成十五年十一月二十七日
- 六 県営土地改良事業（仙北中央2期地区一般農道整備事業・広域）  
完了年月日 平成十五年十二月九日
- 七 県営土地改良事業（六郷地区水田農業経営確立排水対策特別事業）

完了年月日 平成十六年三月二十五日

八 県営土地改良事業（館ノ郷地区水田農業経営確立排水対策特別事業）  
完了年月日 平成十五年六月十六日

九 県営土地改良事業（大杉地区ため池等整備事業（老朽ため池））  
完了年月日 平成十五年十月二十二日

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
    バラシシングマシン 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
    入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
    平成十七年三月二十八日（月）
  - (四) 納入場所  
    秋田県高度技術研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
    地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- 三 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）  
    入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十二月三日（金）から同月十三日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
    平成十六年十二月十七日（金）午前十時  
    秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

乗合自動車（マイクローバス） 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月二十二日（火）

(四) 納入場所

秋田県立比内養護学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十二月三日（金）から同月十三日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十二月十七日（金）午前十時十五分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量  
乗合自動車（マイクローバス） 一台

(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限  
平成十七年三月二十二日（火）

(四) 納入場所  
秋田県立大曲養護学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号（第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十二月三日（金）から同月十三日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十二月十七日（金）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量  
M P L S エッジルータ 一式

(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限  
平成十七年三月十七日（木）

(四) 納入場所  
明徳館ビル一階

(五) 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め、平成十六年十二月三日（金）から同月十三日（月）までの期間、随時交付する。
  - 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年十二月十七日（金）午前十時四十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
  - 五 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
  - 六 その他
    - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
    - (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
    - (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
    - (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
    - (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十二月三日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
AV設備機器 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十七年三月二十四日（木）
- (四) 納入場所  
明徳館ビル二階（県民学習交流プラザ（仮称））
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め、平成十六年十二月三日（金）から同月十三日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年十二月十七日（金）午前十一時十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年十二月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量  
シューズケース 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限  
平成十七年三月三十日(水)

(四) 納入場所  
秋田県立大館国際情報学院

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十二月三日(金)から同月十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十二月十七日(金)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

人事委員会規則

人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年十二月三日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一増田町本庁の項中「課長」の下に「、主幹」を加え、同表増田町出先機関の項中「特別養護老 施設長」を「特別養護老 施設長」に改め、同表中「大曲市外 人ホーム」を「人ホーム」に改め、同表中「大曲市外 総合子育て 施設長」を「総合子育て 施設長」に改め、同表中「大曲市外 支援施設」を「支援施設」に改める。

九カ町村清掃事業組合」を「大仙美郷環境事業組合」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

そ の 他

平成十六年十月十七日に実施した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十六年度宅地建物取引主任者資格試験の結果次の者が合格したので、公告する。

合格者は五十問中三十二問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中二十七問以上正解の者とする。

試験問題の正解番号は別表のとおりである。  
平成十六年十二月三日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小野 邦 久

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
〇五〇一〇〇一〇	今野 照子	〇五〇一〇二三八	安藤 康浩
〇五〇一〇〇一七	成田 拓通	〇五〇一〇二五三	鎌田 恵里子
〇五〇一〇〇四五	田村 弘	〇五〇一〇二六七	堀江 淳
〇五〇一〇〇五四	小場 多美子	〇五〇一〇三〇〇	菅 永義
〇五〇一〇〇八一	高橋 悟	〇五〇一〇三〇九	工藤 実
〇五〇一〇一六三	高橋 信彦	〇五〇一〇三二二	堀井 明美
〇五〇一〇一六八	佐藤 和彦	〇五〇一〇三三〇	及川 昭弘
〇五〇一〇一七七	菊地 真弓	〇五〇一〇三三五	御処野 真美
〇五〇一〇一八〇	藤澤 忠勝	〇五〇一〇三二六	中村 啓一
〇五〇一〇一九七	筑波 聖美	〇五〇一〇三八九	高屋 廣美
〇五〇一〇二一五	渡邊 千春	〇五〇一〇三九二	阿部 麻依子
〇五〇一〇二二五	清水 保	〇五〇一〇四二二	森 信之
〇五〇一〇二二六	矢野 幸子	〇五〇一〇四四〇	南城 拓哉
〇五〇一〇二三三	倉部 慎一	〇五〇一〇四六〇	児玉 徹

〇五〇一〇四六二	伊藤 志郎	〇五〇一〇七〇七	石郷岡 康夫
〇五〇一〇四六五	小山田 美宣	〇五〇一〇七〇八	佐々木 崇
〇五〇一〇四八四	山崎 零	〇五〇一〇七一七	千葉 和廣
〇五〇一〇四八五	池田 宇史	〇五〇一〇七二四	石井 毅
〇五〇一〇四九一	山添 雄啓	〇五〇一〇七二五	阿部 正義
〇五〇一〇五〇三	佐々木 留津子	〇五〇一〇七五〇	鈴木 寛子
〇五〇一〇五〇九	梅津 隆	〇五〇一〇七五一	奥村 忠幸
〇五〇一〇五三四	荻原 正樹	〇五〇一〇七六〇	薩摩 和美
〇五〇一〇五三五	森田 一三	〇五〇一〇七七〇	佐藤 功
〇五〇一〇五三六	船形 美記子	〇五〇一〇七七三	松橋 昭彦
〇五〇一〇五八四	菊地 倫之	〇五〇一〇七七五	鈴木 昭靖
〇五〇一〇五八八	佐々木 希	〇五〇一〇七八一	児玉 春香
〇五〇一〇五九〇	戸嶋 俊英	〇五〇一〇七八四	小坂 藤太郎
〇五〇一〇五九八	朴 敬浩	〇五〇一〇七八八	遠藤 香織
〇五〇一〇六〇〇	佐藤 浩一	〇五〇一〇八一九	戸田 昭宏
〇五〇一〇六一〇	穂積 志	〇五〇一〇八二二	春日 紀子
〇五〇一〇六一〇	船形 義孝	〇五〇一〇八二九	鈴木 淳
〇五〇一〇六一一	加藤 政道	〇五〇一〇八三八	平山 誠子
〇五〇一〇六一五	阿部 美萌	〇五〇一〇八四二	平元 誠子
〇五〇一〇六二六	尾島 裕基	〇五〇一〇八四六	太田 美幸
〇五〇一〇六三七	木村 真樹	〇五〇一〇八四八	佐々木 さおり
〇五〇一〇六四〇	佐藤 憲行	〇五〇一〇八五九	長谷部 和哉
〇五〇一〇六六四	鈴木 貴子	〇五〇一〇九〇五	米川 琴子
〇五〇一〇六七〇	大川 さとみ	〇五〇一〇九二〇	菅原 愛子
〇五〇一〇六八一	川村 邦則	〇五〇一〇九二四	伊藤 康
〇五〇一〇六八二	伊藤 雅基	〇五〇一〇九二六	小坂 健
〇五〇一〇六八三	藤枝 雅彦	〇五〇一〇九四二	阿部 誠
〇五〇一〇六八四	高橋 雅彦	〇五〇一〇九〇二	高橋 智恵子
〇五〇一〇六八六	岩本 真央子	〇五〇一〇九〇三	伊藤 智恵子
〇五〇一〇七〇二	佐々木 恵美子	〇五〇一〇九〇七	佐藤 光子

別表

平成16年度宅地建物取引主任者資格試験正解番号表

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
2	4	2	3	1	4	3	4	1	2
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
2	3	4	1	3	4	1	3	1	2
問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
3	4	2	1	3	4	3	2	1	2
問31	問32	問33	問34	問35	問36	問37	問38	問39	問40
3	1	2	4	4	2	3	2	1	1
問41	問42	問43	問44	問45	問46	問47	問48	問49	問50
3	2	4	1	3	4	3	1	4	2

ページ  
 段  
 行  
 誤  
 正

平成十六年九月二十四日(千六百九号)掲載の秋田県告示第七百五十七号(保安林  
 予定森林の指定通知)  
 (原稿誤り)  
 四  
 上  
 一  
 沢・粕田沢・字花岡沢・字  
 堂の沢・字炭谷沢・字寺の  
 沢・字芦内沢・字志戸  
 沢・字粕田沢・字花岡沢・  
 字堂の沢・字炭谷沢・字寺  
 の沢・字芦内沢・字志戸

正 誤

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄